

注 文 書

- 1 契約番号 2025000557

- 2 件 名 水田の生物影響調査及び市民参加型モニタリング
普及業務

- 3 場 所 大崎市内

- 4 期 間 契約日の翌日より令和8年 2月10日まで

- 5 別添書類
 - (1) 仕様書 別紙
 - (2) 調査予定地点位置図 別紙
 - (3) 積算内訳書（参考） 別紙

- 6 担 当 課 大崎市産業経済部農政企画課

水田の生物影響調査及び市民参加型モニタリング普及業務 仕 様 書

1 目的

水稲の農薬・化学肥料不使用栽培は、環境負荷が少なく生物多様性を育む事が知られている。一方で、その栽培であっても農法によっては、生物多様性に対して負の影響を与える可能性が懸念されている。今後有機栽培を推進する上で、水田雑草の抑草効果が期待される「水田用自動抑草ロボット」使用圃場において、環境負荷軽減だけではなく、水田生物との共生を目指すため、これまでに市民参加型の調査として実施してきたアカトンボ類に着目し、ヤゴ期、羽化時等の影響の有無について調査する。

また、市民や関係団体等の協力を得ながら、減少している草地環境の変化を知るためのバロメーターとされる「バッタ類」の調査方法をイベントをとおして普及啓発する。

2 業務実施場所及び業務期間

- (1) 業務実施場所 大崎市内
- (2) 業務期間 契約日の翌日から令和8年2月10日（火）まで

3 業務概要

請負者は、本業務の遂行にあたり、本市産業経済部農政企画課担当職員（以下「市担当者」という。）と十分な打ち合わせと連絡調整を図りながら、以下の業務を実施するものとする。

(1) 実施計画書の作成

請負者は、市担当者と十分な打合せを行い、契約後速やかに、各種調査の実施個所及びスケジュール等、実施計画書を1部作成し、市担当者に提出すること。

(2) 現地調査の実施

「水田用自動抑草ロボット」使用圃場において調査を実施する。

- ① 大崎地市内3箇所の水田の水生動物調査、各箇所5回（事前調査含む）

※調査圃場については市担当者が調整

ア) 出現種のリスト化※見つけ捕り法（アカトンボ類を主に動物界の肉眼で視認出来る大きさのもの）

イ) ヤゴ類調査※コドラート法 1m×50cm 任意5箇所

種と個体数, 体長の記録

ウ) 周辺環境要因のデータ化

※現況に即した地点の設置及び地点数・調査回数の変更については市担当者と協議の上行う。

水田における水生動物調査の実施時期, 方法 (例)

時期・方法 調査対象	調査時期 6月～7月	調査方法
水生生物	抑草ロボット使用前に事前調査(周辺環境調査)を1回, 使用中の調査を2回実施	コドラート法, 見つけ捕り法, 細網採取
羽化調査	羽化時期 2回 日の出から羽化後の飛び立ちまで	目視調査※抑草ロボットが羽化後のトンボに与える影響を確認する ※羽化殻も含めた調査

※調査場所の特性に応じた方法の導入に留意すること。

担当職員との綿密な調整・詳細な説明を通じ, 了承を得た上で調査を行うこと。

(3) 比較実験の実施

アカトンボ類のヤゴの成長に対する土壌表層攪乱による影響調査を実施する。

① 衣装ケースやタライ等 (W80cm×D60cm×H30cm) 程度の容器を使用し, 水田の状況を再現し, 6月初旬から7月までの羽化時にかけてヤゴに対する攪乱による影響を把握する。

ア) ケースに農薬・化学肥料不使用栽培を行っている水田の土を採取し, アカネ属のヤゴを各ケース 15～20 匹放し, 実験を行う。※農薬や天敵生物等の影響が無いよう配慮する。

イ) 通常の水田耕作期と同様に管理するケース 1 個。攪乱するケース 2 個

ウ) 攪乱するケースについては, 現地で使用されている「水田用自動抑草ロボット」と同等程度の濁度とする。

エ) 週 2 回程度, 個体数の把握を行う

※調査方法等の変更については市担当者と協議の上行う。

(4) 文献調査の実施

関連調査等の文献調査を実施し、調査及び報告書の精度を向上させる

(5) 市民参加型の生きもの調査イベントの実施

草地環境の指標となるバッタ類（キリギリス類含む）のイベント型の調査の実施

① バッタ類のイベント型調査を1回実施する。

※対象とする種類等については、市担当者と事前に調整して実施。

ア) 募集については市で実施。

イ) 講師，スタッフとしての従事，当日資料作成，調査結果の取りまとめを行う。

ウ) 別途一般市民等が実施した結果についても場所をプロットし，報告書に反映させる。

(6) 報告書の作成

4. 業務終了後の業務

以下の成果物を作成し、契約期間終了日までに本市へ納品すること。

(1) 本業務の調査に関する報告書：3部

(2) 報告書データ（CDもしくはDVDR）1枚

※ 成果物に関する著作権，著作隣接権，商標権，商品化権，意匠権及び所有権（以下「著作権」という。）は，大崎市が保有するものとする。また，成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物（以下，「既存著作物」という。）の著作権等は，個々の著作権者等に帰属するものとする。

※ 納品される成果物に既存著作物等が含まれる場合は，請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

※ 請負者は，成果物（紙類の成果物に限る。）を作成する場合は，国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき，定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成20年2月5日閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たすこととし，大崎市が指定する実績報告書を成果物とともに大崎市へ提出しなければならない。

5. その他

(1) 本委託業務に関わる調査では地域の環境・生態系に配慮した方法で調査を行うこと。

- (2) 本委託業務で発生したゴミは、請負者が処分すること。
- (3) 請負者は、業務全般を行うに際して、市担当者とは逐次協議しながら進めていくこと。
- (4) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、市担当者とは速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (5) 本業務の実施あたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。
- (6) 下請負や資材調達について
本業務における下請負・資材調達は、大崎市内の企業等を活用することを原則とする。

6. 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

調査予定地点位置図

- 凡例
- 水田調査地点(例)3ヶ所
 - イベント型調査地点(例)1ヶ所



